

## 提 案 理 由

|        |  |
|--------|--|
| 報告第3号  | 令和元年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  |
| 報告第4号  | 令和元年度養父市国民健康保険特別会計（大屋診療所施設勘定）繰越明許費繰越計算書の報告について   |
| 報告第5号  | 令和元年度養父市水道事業会計予算繰越計算書の報告について   |
| 報告第6号  | 令和元年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  |
| 理 由    | 上記4報告は、令和2年度に繰り越した事業の繰越計算書を報告するものである。  |
| 議案第43号 | 養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 理 由    | 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正が、令和元年5月31日に公布され、令和元年12月16日から施行されたことにより、当該法律の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことなどに伴い、所要の改正を行うものである。<br>なお、施行日は、公布の日からである。<br><b>【改正内容】</b><br>法律の名称変更に伴い、条例で引用している法律名の変更及び条ずれを整理するものなど |
| 議案第44号 | 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 理 由    | 令和2年6月に支給される市長、副市長及び教育長の期末手当の一部（2割相当額）を新型コロナウイルス感染症の拡大防止策並びに市民生活及び市内事業者への支援策に必要な財源の一部に充てるため、所要の改正を行うものである。<br>なお、施行日は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用するものである。   |
| 議案第45号 | 養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  |

|        |   |
|--------|---|
| 理由     | <p>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業を行った職員に対し、特殊勤務手当を支給することができるよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からとし、令和2年5月1日から適用するものである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>規則で定める作業を行った職員に対する特殊勤務手当について規定するもの（日額3,000円。感染者等に長時間にわたり接して行う作業の場合は、日額4,000円）</p>   |
| 議案第46号 | 養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について  |
| 理由     | <p>地方税法等の一部を改正する法律その他関係する法律、政令及び省令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日等からである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人市民税において、ひとり親に対する税制上の不公平（性別、婚姻歴の有無）を解消するため、未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用するもの及び寡婦と寡夫の控除額を同額にするものなど</li> <li>2 固定資産税において、固定資産の所有者の所在が不明である場合には、その資産の使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、使用者に固定資産税を課税する場合においては、その旨を当該使用者に通知することなどを規定するもの</li> <li>3 新型コロナウイルス感染症に関する改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税における住宅借入金税額控除の要件の弾力化</li> <li>・固定資産税の特例措置の拡充及び延長</li> <li>・軽自動車税の環境性能割の特例の適用期限延長など</li> </ul> </li> <li>4 その他条ずれ、字句の整理、元号の整理等を行うもの</li> </ol> |
| 議案第47号 | 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 理由     | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の一部改正が、令和2年2月19日に公布され、令和2年7月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年7月1日からである。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>福祉医療費助成事業の低所得者の所得判定に当たり、条文どおり算定した場合、公的年金所得を重複計上してしまうため、これ</p>  |

|        |   |
|--------|---|
|        | を整理するもの   |
| 議案第48号 | 養父市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 理由     | <p>養父市立養父体育館内のトレーニング室については、平成4年の供用開始から27年が経過しており、経年劣化に伴いトレーニング器具の故障が増え、器具の継続使用の安全性が確保できないことから、トレーニング室を廃止しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p>  |
| 議案第49号 | 養父市立関宮山村開発センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について  |
| 理由     | <p>関宮山村開発センターは、愛称「エイドホール」として、昭和46年11月の供用開始から48年が経過しており、老朽化が著しいこと及び耐震構造に問題があることのほか、養父市公共施設等総合管理計画において、「施設の性能に大きな問題又は早急な対応が必要な課題のある施設」とされていることなどに鑑み、条例を廃止しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年9月1日からである。</p> |
| 議案第50号 | ゲレンデ整備車の取得について  |
| 理由     | <p>氷ノ山国際スキー場のゲレンデ整備車3台のうち、1台について、老朽化に伴う廃棄を行ったため、代替車両を取得しようとするもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議決を求めるものである。</p>   |
| 議案第51号 | 除雪ドーザ（9トン級）の取得について  |
| 理由     | <p>現在、使用している除雪ドーザは、平成3年12月に購入し、初期登録から28年が経過しており、老朽化が著しいため更新を行うもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。</p>  |
| 議案第52号 | 令和2年度養父市一般会計補正予算（第3号）   |
| 議案第53号 | 令和2年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）   |

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 議案第54号 | 令和2年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第55号 | 令和2年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）     |
| 理 由    | 上記4議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。 |